

## 仕 様 書

## 1 概 要

- (1) 件 名 令和4年度防衛省長崎合同庁舎で使用する電気
- (2) 需 要 場 所 防衛省長崎合同庁舎（長崎県長崎市出島町2番25号）
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

## 2 仕 様

- (1) 供給電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電設備の総容量

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 標準電圧 6,000V
- ウ 計量電圧 6,000V
- エ 標準周波数 60Hz
- オ 受電設備の総容量 100kVA
- カ コンデンサ取付容量 24kVA

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 80kW（実量制）令和3年10月現在
- イ 予定使用電力量 141,968kwh

（月別の予定使用電力量は、別紙第1のとおり）

- ウ 令和2年4月から令和3年3月までの1年間の月別最大電力負荷曲線及び月別使用電力量実績表（別紙第2）

- エ 令和3年4月から令和4年3月までの1年間の月別最大電力負荷曲線及び月別使用電力量実績表（別紙第3）

- (3) 環境配慮契約法に基づく裾切り要件

二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し別紙第4に掲げる条件を満たすこと。

- (4) 供給電気の種類（再生可能エネルギー比率）

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率100%とすること。

参照：別紙第5「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<http://www.there100.org/technical-guidance>

- (5) 再エネルギー比率の確認が出来る書類の提出

供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別紙第6）で半期ごと提出すること。（9月・3月基準提出）

- (6) 契約期間

令和4年4月1日午前0時～令和5年3月31日午後12時

- (7) 需給地点

九州電力株の716エ22カ開閉器塔（SWH）から引込んだ防衛省長崎合同庁舎1号柱の引込線取付点

- (8) 計量地点  
防衛省長崎合同庁舎の外壁
- (9) 保安責任分界点  
需給地点に同じ
- (10) 財産分界点  
需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した計量装置は九州地区の一般電気事業者の所有とする。
- (11) 電力量の検針
- |           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| 自動検針装置    | 有                               |
| 電力会社の検針方法 | 遠隔自動検針                          |
| 計量器の構成    | 東芝株式会社 変成器付複合計器<br>(時間帯別・普通級)   |
|           | 型番 SM3EP-R                      |
|           | 交流3相3線式 110V5A 60Hz             |
| 計器定数      | 1,000pulse/kws・1,000pulse/kvars |
| パルス定数     | 50,000pulse/kwh                 |
| VCT       | 6,600/110V・50/5A                |

### 3 その他

- (1) 力率は契約期間中100%を保持する予定
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有してない。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件並びに特定規模需要選択供給条件による。(フリッカ発生機器の有無についてなど) なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、熱料費調整、太陽光発電促付加金及び電気業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (4) 力率の変動、その他要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の使用条件については、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模、需要標準供給条件を基準に双方協議の上、決定するものとする。
- (5) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入に関し別紙第5に掲げる条件を満たしていることについて、当該資格に係る適合証明その他の書面及び特定電気割当計画書(別紙第7)を提出することとする。
- (6) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

年 月 \ 項目		予定使用電力量 (kwh)	年 月 \ 項目		予定使用電力量 (kwh)
令和4年	4月	5,713	令和4年	10月	7,350
令和4年	5月	5,254	令和4年	11月	6,300
令和4年	6月	9,849	令和4年	12月	14,700
令和4年	7月	16,256	令和5年	1月	16,800
令和4年	8月	18,082	令和5年	2月	15,750
令和4年	9月	16,464	令和5年	3月	9,450

合 計	141,968
-----	---------

(月別実績)令和2年12月から令和3年11月

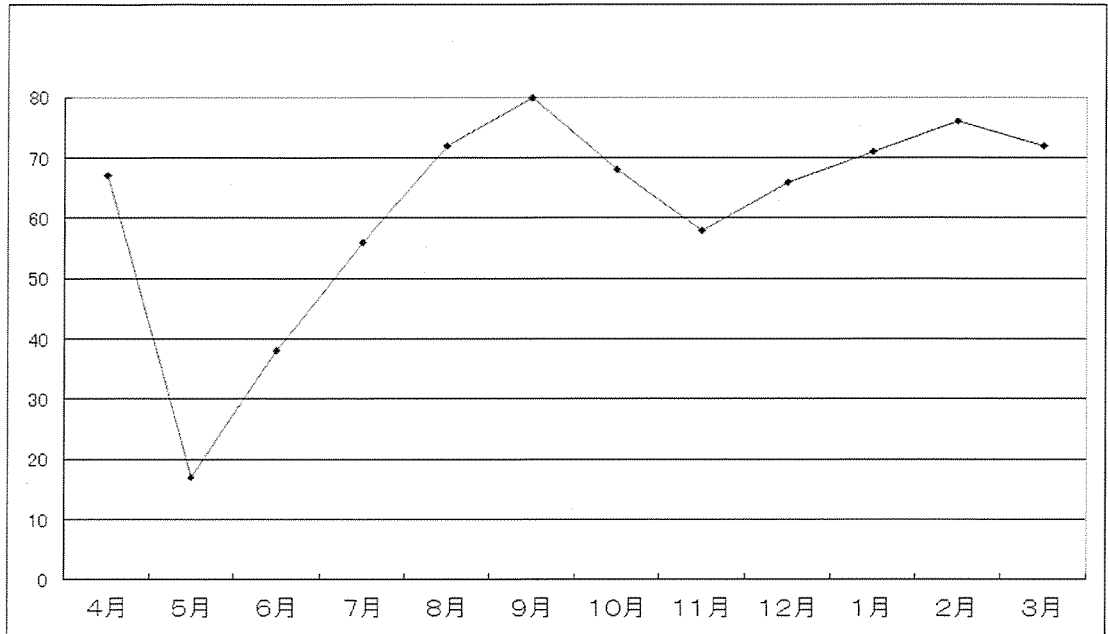
年 月 \ 項目		最大需要電力 (kwh)	年 月 \ 項目		最大需要電力 (kwh)
令和2年	12月	66	令和3年	6月	61
令和3年	1月	71	令和3年	7月	73
令和3年	2月	76	令和3年	8月	73
令和3年	3月	72	令和3年	9月	59
令和3年	4月	17	令和3年	10月	
令和3年	5月	41	令和3年	11月	

(注意)この表は、将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

令和2年4月から令和3年3月までの1年間の月別最大電力負荷曲線

(kwh)

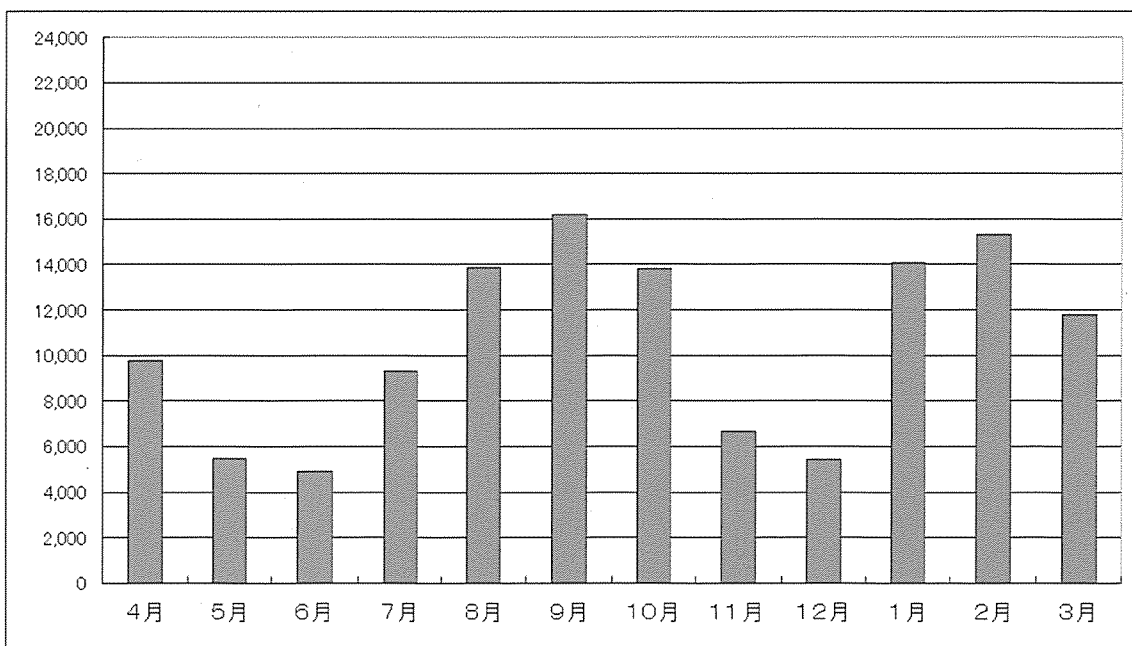
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最大電力	67	17	38	56	72	80	68	58	66	71	76	72



令和2年4月から令和3年3月までの1年間の月別使用電力量実績表

(kwh)

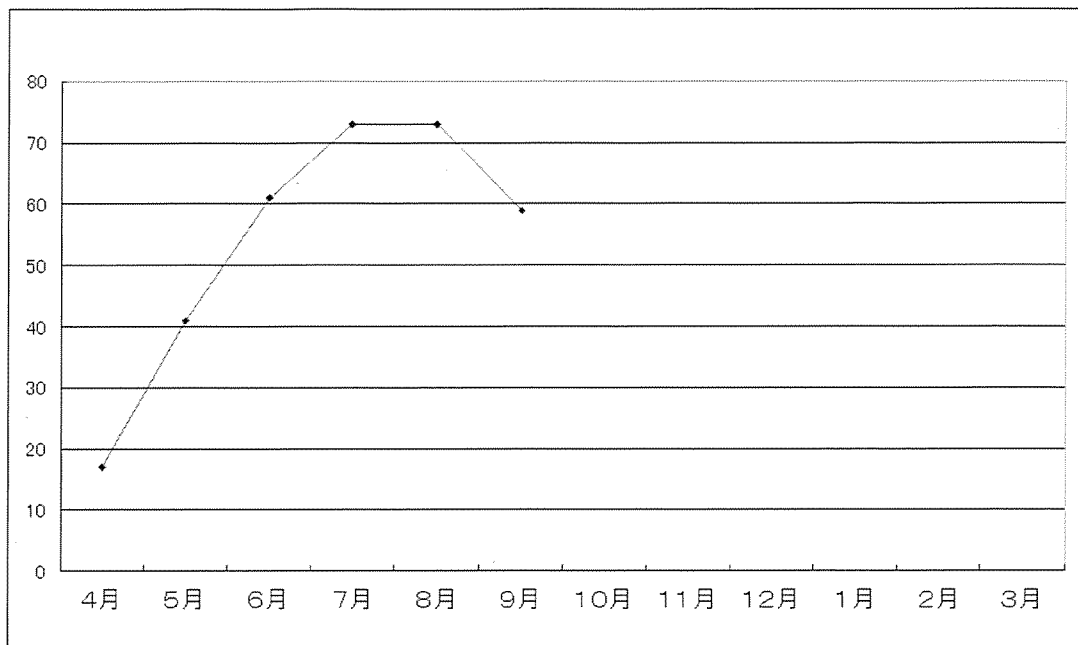
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
使用量	9,760	5,477	4,918	9,288	13,860	16,215	13,814	6,656	5,404	14,067	15,297	11,774



令和3年4月から令和4年3月までの1年間の月別最大電力負荷曲線

(kwh)

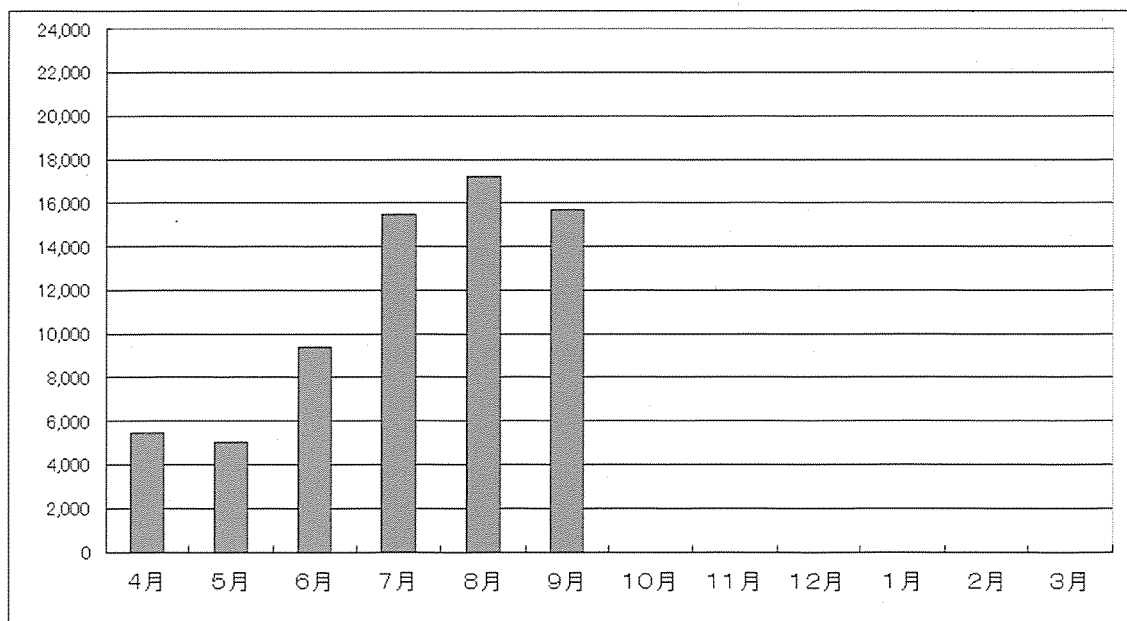
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
最大電力	17	41	61	73	73	59						



令和3年4月から令和4年3月までの1年間の月別使用電力量実績表

(kwh)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
使用量	5,441	5,004	9,380	15,482	17,221	15,680						



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

(1) 平成21年度1月22日付け環境会第090122003号における添付書類のうち「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条例」について、令和元年度の電気事業者ごとの調整後排出係数を基に、別紙のとおり、地域ごとに各要素の区分及び配点例を更新したので参考にされたい。

なお、配点例は、以下の①～④の合計点で評価することを前提として作成したものであり①、②、③のみの要素の合計点で評価する場合は、別途、競争性の確保等を踏まえ設定する必要がある。

- ①令和元年度1kwh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg-CO<sub>2</sub>/kwh）
- ②令和元年度の未利用エネルギー活用状況
- ③令和元年度の再生可能エネルギー導入状況
- ④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

要素	区分	得点
①令和元年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
0.690以上	0	
②令和元年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和元年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、付表「各用語の定義」を参照。

- ※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和2年9月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。付紙「適合証明書」

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和元年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和元年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和元年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②令和元年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和元年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和元年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和元年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和元年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p>



<p>②令和元年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和元年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和元年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和元年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) <math>\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}}{\text{⑤}} \times 100</math></p> <p>令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = <math>\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}}{\text{⑤}} \times 100</math></p> <p>① 令和元年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))</p> <p>② 令和元年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和元年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤令和元年度の供給電力量(需要端(kWh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和元年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和元年度の供給電力量(⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li><li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li></ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	---

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官  
自衛隊長崎地方協力本部長  
江 上 昌 利 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇  
商号又は名称 〇〇株式会社  
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

2 令和元年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和元年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和元年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和元年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第〇により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA<sup>(※)</sup>」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

<b>自家発電 (Self-generated electricity)</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力 (Purchased electricity)</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入
7. その他の方法

注：「その他の方法」では RE100 Technical Advisory Group が評価の上、RE100 の運営委員会が適正を判断する

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●  
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したことで、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報  
お客様番号 〇〇〇〇  
需要施設名 〇〇〇〇  
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間  
〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生エネルギー比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再生エネルギー

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
会計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
会計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

## 特定電源割当証明書様式例

○○年○月○日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●  
○○ ○○ 様

○○県○○市○○  
株式会社○○○○  
代表取締役 ○○ ○○ 印

○○年度に以下の通り●●●●●に電力を供給することを計画する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等  
 需要施設名 ○○○○  
 需要施設住所 ○○県○○市○○  
 契約予定電力 ○○○○ kW

2 供給期間  
 ○○年○月○日～○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再生可能エネルギー由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生可能比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再生可能電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計 (kWh)			

総計 (kWh)
----------

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること